

令和4年度第4回

南国市農業委員会議事録

令和4年7月8日（金）

令和4年度第4回農業委員会議事録

日 時 令和4年7月8日（金） 午後1時30分～午後3時20分

場 所 南国市役所 上下水道局 2階 会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（5）非農地証明願いの件

協議事項 ○ 南国市農業振興地域整備計画変更案について 農林水産課

その他 ○ 改選における推薦書・応募申込書の書き方について

出席者（農業委員 18名）

会長 武市 憲雄

第一副会長 高芝 澄生

第二副会長 中村 和雅

2番 池 正人

3番 田岡 崇

4番 山本 桂

5番 今井 まち

6番 北村 一弘

10番 武市 忠雄

11番 末政 隆一

12番 平田 修三

13番 濱田 好典

14番 鈴木 郁馬

15番 濱田 章孝

16番 垣内 育男

17番 松岡 清

18番 森尾 晴代

19番 植野 永子

欠席者（農業委員 0名）

出席者（農地利用最適化推進委員 14名）

1番 西本 良平

2番 岩原 英幸

3番 門田 俊一

5番 金田 善充

6番 門田 理博

7番 利岡 邦彦

8番 西岡 祐三

10番 北原 章吾

11番 山北 泰司

12番 杉本 和繁

13番 武内 俊暁

15番 岡田 廣志

16番 橋詰 昌明

17番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 3名）

4番 笥 和幸

9番 山本 修平

14番 浜田 勉

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 藤田 佳子

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

3番 田岡 崇

5番 今井 まち

会長	本日の欠席届が出ております。推進委員の4番笥委員、9番山本委員、14番浜田委員です。本日の議事録署名人ですが、3番の田岡委員と5番の今井委員、二人が今日の署名人になりますので、よろしくお願いいたします。今月の現地確認ですが、7月21日、木曜日。13時から行いたいと思います。4番の山本委員と6番の北村委員お願いします。推進委員で17番の井上委員お願いします。本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、協議事項で南国市農業振興地域整備計画変更案について農林水産課より説明があります。その他について、広報でも出ていましたが改選における推薦書・応募申込書の書き方について局長より説明をします。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和4年7月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数5件、申請受理面積、田5,143㎡、畑1,411㎡、計6,554㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。議案書4ページをご覧ください。 受付番号8号を説明します。譲受人は49歳。申請地は立田の畑、384㎡、売買による所有権移転で自作地の隣で耕作に便利であるため、取得するというものです。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と妻と妻の母が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、取得後も今までと同様に、果樹と野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。8号は以上です。 受付番号9号です。譲受人は65歳。申請地は、廿枝の田、3筆で計1,963㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人と子が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は自作地の隣で、取得後自作地と同様にショウガを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。9号については以上です。 受付番号10号です。譲受人は70歳。申請地は、廿枝の田、4筆で計2,530㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は8年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻とショウガを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということ

	です。10号については以上です、 受付番号11号です。譲受人は63歳。申請地は、久枝の畑、1,027 m²、売買による所有権移転で、譲渡人から売買の話があり、自宅からも近く耕作に便利であるため取得するというものです。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は果樹と野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。11号については以上です。 受付番号12号です。譲受人は63歳。申請地は、前浜の田3筆で計650 m²、売買による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利であり、規模拡大のため取得するというものです。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と父と母が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻とケールを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上8号から12号まで審議よろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。
	(質問・意見なし)
	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、まず初めに、受付番号25号については他法令の手続きが整っておらず補正指導中であるため、今回は審議を保留することとなりましたので、議案書の差し替えがございます。差し替え資料をお手元にご用意ください。農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事へ送付してよろしいか審議をお願いします。令和4年7月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数3件。申請受理面積、田5,143 m²、畑1,411 m²、計6,554 m²。まず初めに、受付番号24号は池委員の案件で田岡委員が代理申請人となっております。議事参与の制限により、池委員、田岡委員、退席をお願いします。
	(2番池委員、3番田岡委員 退室)
	事務局をお願いします。
穂積主事	受付番号23号です。議案書は差し替え分をご覧ください。また、別紙位置図、利用計画図は差し替えの提出がありましたのでお手数ですが当日配布資料をご覧ください。位置図は別紙2ページです。申請地は前浜の田2,296 m²のうち1962.3 m²の一部転用、●●部分については借人本人の自己転用、●●の部分については貸人から借人への使用貸借権を

	設定し、堆肥置場等への転用です。4条と5条の混在する案件ですが、5条1本にまとめて申請してよいことを農業基盤課に確認済みです。申請地にはすでに堆肥置場などが設置されており、農地法の適正化を図るものです。また、●●の部分については既存の堆肥置場に加えて、新たにもみ殻置場を設置する計画です。農地区分は農用地区域内の農地ですが、農業用施設用地に用途区分の変更が完了されていることで、立地基準を満たします。利用計画については当日配布資料の3ページをお願いします。配置は図の通りです。堆肥置場の部分は既存のものであり、申請地北東側の資材置き場やもみ殻置場を新設するものです。堆肥置場の部分は既存のものであるため造成、整地はなく、それ以外については現況の高さで整地を行います。進入計画については申請地南側道路から。排水計画については、汚水雑排水の排水はなく、雨水は敷地内側溝に集水し、申請地南西側より敷地南側に接する市道南側水路に排水する計画です。排水について地元より排水に差し支えない旨の意見書の提出があります。周辺農地への被害防除計画については、申請地の南北の農地については4メートル以上離れており同意は不要と判断。東側農地からは同意の提出がありますが西側農地からは同意書を取得することができなかったため、被害防除計画書の提出があります。当日配布資料の4ページに載せてありますのでご一読ください。現地確認にて周辺農地に被害はないものであると判断しております。また、当日配布資料5ページ、6ページに始末書、7ページに現地の写真を載せていますのでご覧ください。最後に、他法令については開発許可不要であることを都市整備課に確認済みです。説明は以上です。
会長	はい。事務局より説明がございました。なお、参考に私と松岡委員さん、濱田章孝委員さん、中村副会長、武内委員さんはそれぞれ現地を視察しております。委員の皆さんから何か意見がありましたら発言をお願いします。松岡委員、何かありますか？
松岡委員	現地行ってきましたが、7番の写真を見ていただいたら分かると思いますが西側の田んぼとこの間に距離もあってですね、私が見た限り被害はないというふうに判断しました。
会長	はい。ありがとうございます。他に現地を見た委員さん。はい、章孝委員。
濱田章孝委員	現地を見ましたが、汚水が流れないように屋根もかかっています。汚水は大丈夫です。それから雨も側溝の方に流れるようになっていきます。西側の田んぼの方も大丈夫だと思います。
会長	はい。中村副会長。
中村副会長	私は雨の日に見に行きましたが、汚水も流れることもなくまた、西側とコンクリートと境界の間に約50センチの水が流れるようになっております。それと、北と南に水はけがされておりましたので、現状では西側の農地に影響があるということはないと思います。
会長	はい。武内委員さん。
武内推進委員	皆さんが言われた通りです。問題はないと思います。

会長	それぞれ現地を見ていただいた方にご意見をいただきました。それではこの案件を許可してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （２番池委員、３番田岡委員 入室） それでは残りをお願いします。
穂積主事	続きまして２６号と２７号の案件は関連しますのでまとめて説明します。２６号は自動車整備工場への転用、２７号はその自動車整備工場の転用地内にある個人住宅の移転の転用です。 ではまず２６号です。位置図は別紙６ページです。申請地は左右山及び領石の田及び畑 5,539.92 ㎡。一体利用地として宅地及び山林も利用する計画で、自動車整備工場及びその駐車場を設置します。申請人は、高知市高須に本社を構える法人です。申請人は津波浸水予測地域にあり移転先を探していたところ、南国インターチェンジに近く交通の便が良く、車両整備工場２棟と車両の保管場所という大きな面積を確保できる申請地を選定したとのことです。申請地は南国インターチェンジから概ね 300 メートル以内にある農地であり、第３種農地に該当するため立地基準を満たします。利用計画については別紙７ページです。図の通り工場を２棟、車両保管用の駐車場及び従業員来客用の駐車場として１３７台を設置します。また、赤色の斜線部分が擁壁となっており、その擁壁の東側、白色のスペースがこの後説明する農家住宅の移転先です。進入は申請地西側に接する道路から。造成整地計画については、西側道路の高さまで最大 1.6m 切土、建物敷地以外はアスファルト敷、西側の境界には擁壁を設置します。排水については、汚水雑排水は浄化槽を経て、申請地内に新設する水路から調整池を経て南側水路に排水、雨水も新設水路から調整池を経て南側水路に排水する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見書の提出があります。周辺農地からの被害防除計画については、周辺農地からの同意をすべて取得しており、現地確認でも問題はないものであると判断しております。最後に、他法令については開発許可の見込みがあることを都市整備課に確認、道路進入の占用許可の見込みがあることを確認済みです。 続きまして２７号です。別紙位置図は８ページです。申請地は左右山及び領石の田及び畑 687.88 ㎡、農家住宅への転用です。申請人によると、２６号で説明した自動車整備工場より現在の住居地を事業用地として利用したいとの申し出があり、移転先として申請地を提案され、住み慣れた現住居と近くであり利便性も向上するため申請地を選定したとのことです。申請地は南国インターチェンジから概ね 300 メートル以内にある農地であり、第３種農地に該当するため立地基準を満たします。利用計画については別紙９ページで

	す。農家住宅及び農業用の倉庫を設置します。進入は申請地東側の市道から。造成整地計画については東側道路の高さまで最大 2.4m 盛土をし、東側以外の境界にはブロック擁壁を設置、表面は建物建築部分以外は土のままです。排水については汚水、雑排水は浄化槽を経て北側既存側溝に放流、雨水も汚水雑排水同様に北側側溝に排水する計画で、地元より排水に差し支えない旨の意見書の提出があります。周辺農地への被害防除計画については、周辺農地からはすべて同意を取得しており、現地確認でも周辺農地に悪影響はないことを確認済み。他法令については、申請地内にある赤線青線の払い下げを手続き中で許可見込みがあることを確認、開発許可は農家住宅の要件を満たすため許可不要であることを確認済みです。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第 4 号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和 4 年 7 月 8 日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。まず初めに受付番号 149 号は私の案件ですので先に審議を行います。高芝副会長司会をお願いします。 (会長 退室)
高芝副会長 藤田次長	それでは受付番号 149 号、事務局説明をお願いします。 議案第 3 号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。15 ページの 149 号です。借人は 76 歳。申請地は、明見の田で、5 年の賃借権を更新して水稻を作るといふものです。賃料は、10a あたり米 60 kg を物納するといふものです。審議よろしくをお願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (会長 入室)
会長 藤田次長	では、残りをお願いします。 ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。

135号と136号は関連する案件のためまとめて説明します。資料は8ページです。申請地は、田村の田で、いずれも3年の賃借権を設定するものです。賃料は、135号は5,036円、136号は2,464円で合わせて7,500円を口座振込するというものです。

137号です。申請地は、田村の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、総額7,500円を口座振込するものです。

138号です。申請地は、田村の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、総額20,000円を口座振込するものです。

139号です。申請地は、田村の田畑で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、総額5,000円を口座振込するものです。

140号です。資料は9ページです。申請地は、大桶の田で、3年の使用賃借権を設定するものです。以上が農地中間管理事業です。

次に14ページの141号です。借人は66歳。申請地は、田村の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。耕作計画書によると、農業者としての生活基盤を確立し、今後水稻を中心に大根などの野菜を作付けしていくとのことです。賃料は、総額50,000円を現金で支払うというものです。

次に142号から143号まで借人が同じためまとめて説明します。借人は61歳。申請地は、金地の田で、それぞれ3年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、142号は10aあたり6,000円を現金で支払い、143号は10aあたり米60kgを物納するというものです。

144号です。借人は51歳。申請地は、稻生の田で10年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米30kgを物納するというものです。

次に145号から147号まで借人が同じためまとめて説明します。借人は一般法人です。農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、大桶と篠原の田で、いずれも5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は145号と146号は、10aあたり10,000円を口座振込し、147号は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

148号です。借人は47歳。申請地は、小籠の田で5年の賃借権を更新して、シシトウを作るというものです。賃料は、10aあたり150,000円を現金で支払うというものです。

次に16ページの150号から152号まで借人が同じためまとめて説明します。借人は48歳。申請地は、十市の田で、いずれも10年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。

153号です。借人は26歳。申請地は国分の田で、3年の使用賃借権を設定し、水稻

会長	を作るといふものです。耕作計画書によると、祖父に習いながら耕作を行って、今後も耕作面積を増やして行きたいとのことです。 154号です。借人は45歳。申請地は稲生の田で、5年4か月の使用貸借権を設定して水稻を作るといふものです。 155号です。借人は52歳。申請地は比江の田で、10年の使用貸借権を更新して、イチゴを作るといふものです。 以上、135号から155号まで、審議よろしくお願ひいたします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終わります。議案外はお目通しください。続きまして協議事項に移りたいと思います。農業振興地域整備計画の変更案について農林課、よろしくお願いします。
森本補佐	農林水産課の森本です。よろしくお願いします。
野島臨時職員	農林水産課の野島です。よろしくお願いします。
森本補佐	それでは失礼して座って説明します。本日は、農業振興地域整備計画の変更案について、説明にあがりましたが、変更案の説明に先立ちまして、簡単にではありますが、農業振興地域整備計画の制度について、説明させていただきます。資料をお送りしております。農業振興地域制度とはという一枚ものの紙を入れております。その他資料も合わせまして、本日お持ちになられていない方がおりましたらおっしゃってください。予備を用意しております。はい。この制度は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づいたものであります。市町村は、都道府県が指定する農業振興地域が区域内にある場合は、その農業振興地域における農業振興地域整備計画を定めることとなっております。そして、その計画の中で将来的に農用地等として利用を図るべき土地の区域を指定することとなっております。この区域が農用地区域といわれるものです。農用地区域とは、というところについては、お配りしている紙をまたご覧ください。南国市においても定めている、農用地区域ですが、この区域の土地は、農用地等以外の用途に転用することは認められていません。農用地等以外の用途に使用したい場合は、本市が農業振興地域整備計画を変更し、その土地を農用地区域から除外する必要があります。この除外を行うためには、5つの要件があります。要約しますと、①他の土地での代替が困難であること、②農用地区域内の土地の農業上の利用に支障がないこと、③担い手となる農業者の農用地の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、④用排水路などの土地の保全・利用上必要な施設機能へ

の支障がないこと、⑤農業基盤整備事業後8年を経過していることとなります。除外されたい旨の申出があった土地については、都市整備課、農業委員会事務局等と法的な規制や手続について協議し、変更したい用途での利用が可能であることを確認した上で、この要件を踏まえて検討し、農業振興地域整備計画の変更案を作成しております。変更案については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定により、農業委員会の意見を聴くこととなっておりますので、本日、変更案の説明にあがらせていただいた次第であります。変更が決定し、除外された土地につきましては、その後に、転用の許可又は非農地証明の手続を行って用途の変更を行う必要があることを申し添えておきます。それでは、変更案についての説明に移らせていただきます。まず、お配りしている資料ですが、変更箇所の一覧表の冊子と、表紙に別添資料と記載しています位置図の冊子と2つに分かれております。資料に不備がある場合やお忘れの方がおられましたら、予備の資料を持ってきておりますので、声をかけてください。

では、別添資料と記載されていない令和4年度南国市農業振興地域整備計画変更案南国市の冊子から説明させていただきます。今回は、除外の案件38件となっております。1ページ目、上段をご覧ください。左から整理番号の欄がありまして、次に関係者の欄があり、その欄がさらに、土地所有者の住所、氏名欄、転用予定者の住所、氏名欄に分かれています。整理番号1を例にすると、関係者の欄の左側の方が所有する土地1筆を、右側の方が転用予定のため除外の申出をしたという意味になります。次に関係者の欄の右、農用地区域から除外する土地の概要の欄ですが、こちらは、農用地区域から除外しようとする土地について、左から地区区域番号、大字、字、地番、公簿地目、現況地目、指定用途、変更面積を記載しております。さらにその右の除外後の用途の欄については、除外後の用途を記載しております。整理番号1を例にすると、白木谷の土地1筆を、非農地証明を取得し、山林にしたいというものであります。次に、軽微な変更の一覧について説明を行います。9ページ目、上段をご覧ください。左から整理番号の欄がありまして、次に関係者の欄があり、その欄がさらに、土地所有者の住所、氏名欄、転用予定者の住所、氏名欄に分かれています。整理番号1を例にすると、関係者の欄の左側の方が所有する土地1筆を、右側の方が用途区分の変更をして使用するため、申出をしたという意味になります。次に関係者の欄の右、軽微な変更に係る土地の概要の欄ですが、こちらは、用途区分を変更しようとする土地について、左から地区区域番号、大字、字、地番、公簿地目、現況地目、指定用途、変更面積を記載しております。さらにその右の欄については、用途区分変更後の用途を記載しております。整理番号1を例にすると、上野田の土地1筆の一部を、農業用倉庫にし、用途区分を農業用施設用地にしたいというものであります。同じ冊子の10ページ目からは、編入の案件について、記載しております。こちらは、記載された土地を

農用区域に編入したいというものになります。次に別添資料ですが、こちらは住宅地図に申出地を示したものと、切図がついておりますので併せてご覧ください。

それでは個別案件の説明に移ります。まず、全ての案件について説明しますので、意見や質問がある方は、説明後をお願いします。まず、除外の案件を説明します。

案件１です。申出地は１筆です。申出地は、既に山林となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件２です。申出地は１筆です。申出地は、既に山林となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件３です。申出地は１筆です。申出地は、既に山林となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件４です。申出地は５筆です。申出地は、既に山林となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件５です。申出地は１筆です。除外後の用途は携帯電話基地局であります。申請地は、東側が農地、それ以外は道路となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件６です。申出地は３筆です。除外後の用途は駐車場であります。申出地は、東側が道路、西側が河川、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件７です。申出地は１筆です。除外後の用途は携帯電話基地局であります。申出地は、東側は墓地、南側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件８です。申出地は１筆です。申出地は、既に雑種地となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件９です。申出地は１筆です。除外後の用途は携帯電話基地局であります。申請地は、東側は道路、北側は農地、それ以外は建物となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件１０です。申出地は１筆です。除外後の用途は分家住宅であります。申出地は、北側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業

施策への影響は少ないと考えられます。

案件１１です。申出地は３筆です。変更後の用途は、工場用地と進入路であります。申出地は、西側・南側が道路、それ以外が農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件１２です。申出地は１筆です。除外後の用途は分家住宅であります。申出地は、西側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件１３です。申出地は２筆です。除外後の用途は分家住宅であります。申出地は、東側は宅地、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件１４です。申出地は１筆です。申出地は、既に宅地となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件１５です。申出地は１筆です。除外後の用途は農家住宅であります。申出地は、南側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件１６です。申出地は１筆です。除外後の用途は携帯電話基地局であります。申請地は、西側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件１７です。申出地は２筆です。除外後の用途は分家住宅と駐車場であります。申出地は、東側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件１８です。申出地は１筆です。除外後の用途は通路であります。申出地は、東側が宅地、西側が道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件１９です。申出地は１筆です。申出地は、既に車庫となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件２０です。申出地は１筆です。除外後の用途は分家住宅であります。申出地は、南側は道路、東側が農地、それ以外は宅地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件２１です。申出地は１筆です。除外後の用途は携帯電話基地局であります。申請地は、東側は道路、北側は宅地、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用

地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件 22 です。申出地は 4 筆です。除外後の用途は有料老人ホームであります。申出地は、北側は道路、東側が宅地、西側は水路、南側は介護施設となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件 23 です。申出地は 1 筆です。申出地は、既に宅地・資材置場となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件 24 です。申出地は 1 筆です。除外後の用途は防災倉庫であります。申出地は、東側は農地、南側は道路、西側は宅地、北側は山林となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件 25 です。申出地は 1 筆です。除外後の用途は分家宅地であります。申出地は、西側は宅地、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件 26 です。申出地は 3 筆です。除外後の用途は自己用住宅であります。申出地は、西側と南側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件 27 です。申出地は 1 筆です。申出地は、既に浄化槽敷地となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件 28 です。申出地は 4 筆です。除外後の用途は太陽光発電施設であります。申出地は、周辺が農地と道路と墓地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件 29 です。申出地は 2 筆です。除外後の用途は太陽光発電施設であります。申出地は、北側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件 30 です。申出地は 2 筆です。除外後の用途は太陽光発電施設であります。申出地は、北側と西側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件 31 です。申出地は 2 筆です。申出地は、既に原野となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件 32 です。申出地は 1 筆です。申出地は、既に雑種地となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響

会長 森本補佐	は認められていません。 案件３３です。申出地は２筆です。申出地は、既に通路となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。 案件３４です。申出地は７筆です。申出地は、既に山林となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。 案件３５です。申出地は１筆です。申出地は、既に山林となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。 案件３６です。申出地は１筆です。除外後の用途は農家住宅であります。申出地は、北側と東側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。 案件３７と３８です。申請地は同じ場所にありますが、除外の申請の時期が違いましたので分けております。申出地は１筆です。除外後の用途は墓地であります。申出地は、南側は通路、それ以外は雑種地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。 続きまして軽微な変更の説明に移ります。一覧表は９ページです。案件１です。申出地は１筆です。変更後の用途は、農業用倉庫であります。申出地は、既に農業用倉庫となっておりますが、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。 続きまして、編入の説明に移ります。一覧表は１０ページです。案件１です。申出地は、携帯電話基地局の設置のため農用地区域から一部除外しておりましたが、今回の基地局の撤去に伴い、１０ｈａ以上の集団的農用地と認められることから、編入しようとするものであります。以上になります。ご意見がありましたら、よろしくお願いします。 農林水産課より説明がございましたが、この件について何かございませんか？ （質問・意見なし） 承認してよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 ありがとうございました。 （午後３時２０分終了） その他事項 ○改選における推薦書・応募申込書の書き方について
-----------------------	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成5年 / 月 / 日

会 長

湖市義雄

議事録署名委員

田岡 崇

議事録署名委員

今井 孝子